



長野県報

10月10日(木)
平成25年
(2013年)
第2513号

目 次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（健康長寿課介護支援室）	3
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課）	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障害者支援課）	4
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水課）	5
保安林の指定の通知の掲示（森林づくり推進課）	5
森林法に基づく保安林の指定の解除（森林づくり推進課）	5
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（4件）（県民協働・NPO課）	6
一般競争入札（財産活用課）	7
准看護師試験の実施（医療推進課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	9
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	10
一般競争入札（4件）（道路管理課）	11
一般競争入札（河川課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	15
正誤（人事課）	16


長野県告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
なのはな薬局	佐久市長土呂1196-1	平成25年9月1日
佐久平もみの木薬局	佐久市中込3639-33	平成25年9月1日
ほたる薬局伊那店	伊那市中央5046-3	平成25年9月1日
丸子土屋薬局	上田市中丸子1682-16	平成25年9月1日
日本調剤 北條薬局	下伊那郡阿南町北條2022	平成25年9月1日
薬局マツモトキヨシ丸子ベルプラザ店	上田市中丸子1647-7	平成25年9月1日

健康長寿課

長野県告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
とをしや薬局塩尻中学前店 塩尻市大字大小屋93-1	塩尻大小屋とをしや薬局 塩尻市大字大小屋93-1	平成25年8月10日
ニチイケアセンター塩尻ききょう訪問看護 ステーション 塩尻市大字大門65-11	ニチイケアセンター寿中訪問看護ステーション 松本市寿中1-5-33	平成25年8月20日

健康長寿課

長野県告示第499号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
つばさ薬局	上田市上田原1112-4	平成25年6月29日

健康長寿課

長野県告示第500号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人博悠会	従来型特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	中野市片塙58番地23	平成25年10月1日
社会福祉法人博悠会	ユニット型特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	中野市片塙58番地23	平成25年10月1日
社会福祉法人千聖会	特別養護老人ホーム香風園	千曲市上山田2454	平成25年10月1日

(登録特定行為事業者 介護老人保健施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人聖母の会	介護老人保健施設すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	平成25年10月1日

(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人博悠会	従来型特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	中野市片塙58番地23	平成25年10月1日
社会福祉法人博悠会	ユニット型特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	中野市片塙58番地23	平成25年10月1日

(登録特定行為事業者 指定短期入所療養介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人聖母の会	介護老人保健施設すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	平成25年10月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第501号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
秋田 真吾	ぼうこう又は直腸 小腸	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
麻沼 奈穂子	音声・言語 肢体不自由	伊那市美篶7793-1 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター みすず診療所
荻原 史明	心臓	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
片塙 仁	心臓 呼吸器	飯山市南町22-10 片塙医院
木村 光	心臓	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
小松 裕和	呼吸器	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
閑 浩道	腎臓	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
田中 敏秀	肢体不自由 呼吸器	上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院

塚田 渉	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸	上田市住吉322 医療法人慈修会 上田腎臓クリニック
村上 真基	肢体不自由 腎臓 呼吸器	上高井郡小布施町851 特定医療法人 新生病院
村中 太	肢体不自由 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
山崎 諭	呼吸器	佐久市長土呂字若宮1198 あさまコスモスクリニック

障害者支援課

長野県告示第502号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
山崎 諭	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市長土呂字若宮1198 あさまコスモスクリニック
久保田 大輔	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	伊那市中央5047 医療法人康久会 元気長生きクリニック
木暮 文博	松本市寿北8-21-2 倉田病院	安曇野市三郷温546 木暮医院
庭本 博文	松本市笛賀5526-12 品川内科医院	安曇野市堀金鳥川5029 ヴェリタス堀金診療所

障害者支援課

長野県告示第503号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
佐々木 理彦	北佐久郡御代田町大字御代田4106-123 佐々木小児科内科医院	平成24年5月18日
木暮 揚	安曇野市三郷温546 木暮医院	平成17年6月2日
上條 哲義	飯田市八幡町438 飯田市立病院	平成25年7月1日

障害者支援課

長野県告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（下流処理区）

3 事業施行期間

昭和61年12月11日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和61年長野県告示第923号、平成元年長野県告示第426号、平成2年長野県告示第149号、平成3年長野県告示第18号、平成4年長野県告示第182号、平成4年長野県告示第440号、平成6年長野県告示第237号、平成8年長野県告示第692号、平成10年長野県告示第561号、平成12年長野県告示第683号、平成14年長野県告示第404号、平成16年長野県告示第658号、平成18年長野県告示第32号、平成19年長野県告示第105号及び平成22年長野県告示第206号の事業地に長野市若穂保科字駒場並びに松代町東寺尾字松原東及び字八幡前を加え、大字吉字大平並びに若穂保科字白塚、字高下、字引沢及び字八幡並びに松代町牧島字北村沖並びに松代町柴字池端及び字池尻並びに松代町東寺尾字観音前地内において事業地を変更する。

生活排水課

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号、平成14年長野県告示第403号、平成15年長野県告示第251号、平成16年長野県告示第659号、平成18年長野県告示第453号、平成19年長野県告示第104号及び平成22年長野県告示第207号の事業地に長野市篠ノ井石川字申郷田並びに松代町東条字古屋敷を加え、篠ノ井石川字東川原、字太田和及び字下沖並びに篠ノ井会字下広沢、字漢奥、字上東原及び字下東原並びに篠ノ井小森字西原並びに篠ノ井東福寺字上組、字前久保、字中沢、字中組、字中組北、字中組東、字中組前、字下組、字下組西、字下組北、字下組前、字竹原、字空田及び字松木沖並びに篠ノ井杵渕字杵渕南並びに川中島町原字里島沖及び字大芝原沖並びに川中島町御厨字中沢並びに川中島町今井字庄柄並びに小島田町字古城沖並びに稻里町田牧字窪田、字西砂田及び字東砂田並びに松代町東条字反町並びに松代町豊栄字宮崎及び字虫歌並びに真島町真島字前渕北沖及び字村東沖地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成25年7月26日付け農林水産省告示第2332号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者氏名
塩尻市大字奈良井字峰19-1、19-2、30-2	荻村 哲夫

森林づくり推進課

長野県告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（上流処理区）

3 事業施行期間

平成4年7月30日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

長野県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大町市平字籠川谷2117の22（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第508号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

北佐久郡軽井沢町大字追分字前谷地中島718の2、718の6、718の10、字雨池730の44・730の46・730の58（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、730の59、字南牛越736の3から736の10まで、字北牛越741の2、741の8、741の10、741の11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域つながりネット c.o. c.o. r.o.

3 代表者の氏名

小川 智恵子

4 主たる事務所の所在地

松本市大字神林3477番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子供たちなど福祉サービスを必要とする人びと及びその家族に対して、介護、予防、支援、相談・助言に関する事業を行い、地域で暮らす全ての人びとが、安心して豊かに生活ができるように、人と人をつなげて支援していく役割を担うことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年9月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぱーむぼいす

3 代表者の氏名

池田 剛

4 主たる事務所の所在地

下高井郡木島平村大字穂高2895番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、広く青少年が、青少年を取り巻く人々や社会環境の中で自立した生活を営むことを目指し、青少年及び家庭に対する相談事業、学習支援、日中活動支援事業、学校・家庭・地域社会などの調整、連携事業、青少年を取り巻く人々や社会環境における研修事業等の働きかけを行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年9月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あづみ野

3 代表者の氏名

渡辺 義昭

4 主たる事務所の所在地

安曇野市豊科4932番地 西山第2ビル303・304号

5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている方等が安心して生活できるグループホームやケアホーム、就労継続支援B型事業所、指定相談支援事業所、生活訓練事業所の運営と、保健福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域作りを目的とする。

県民協働・NPO課